

第2期玉村町小規模事業者事業継続支援助成金

玉村町では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により売上高が減少し、経営に支障をきたしている町内の小規模事業者に対して、事業活動の維持又は継続のための支援として助成金を交付します。

【助成対象者】

- 町内で令和2年12月末日までに創業しており、申請日時点において、継続して営業している小規模事業者及び個人事業主
- 小規模事業者一業種に係わらず、従業員20人以下の事業者
- 小規模事業者・個人事業主が事業を行う支店・フランチャイズ店は対象になります。
(小規模事業者以外の法人が事業を行う支店、フランチャイズ店は対象外です。)
- 町外に事業所を持つ、令和2年12月末日までに町内に住民登録している個人事業主
- 今後も事業を継続する意思がある事業者
- 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、連続した2か月（令和2年9月から令和3年4月までの任意の2か月）の売上高が前年又は前々年同2か月と比較して50%（小数点以下第2位を四捨五入して計算）以上減少している事業者。
※ 令和2年1月以降から令和2年12月末日までに創業した事業者の場合は、創業の翌月から比較する2か月の直前の月までの2か月平均との比較
- 性風俗関連特殊営業事業者、宗教法人等は除きます。
- 市町村税等の滞納がない事業者（新型コロナウイルス感染症の影響により徴収が猶予されている場合は除きます。)

【助成金額】 1事業者につき1回のみ10万円

※但し、対象2か月と比較する前年又は前々年同2か月の売上が10万円に満たない事業者は対象外です。

【申請期間】 令和3年5月10日（月）から令和3年10月29日（金）まで

〈チラシ裏面もご確認下さい。〉

【申請方法】

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、可能な限り郵送による申請をお願いします。

※ 令和3年10月29日（金）午後5時15分までに必着

※郵送先

〒370-1192

玉村町大字下新田201

玉村町経済産業課商工労働係宛て

【第2期玉村町小規模事業者事業継続支援助成金申請書 在中】

申請書を郵送する際、切り取って封筒にお貼りください。

【申請書類】

○第2期玉村町小規模事業者事業継続支援助成金交付申請書

※ 玉村町ホームページからダウンロードするか、電話にてお問合せいただければ、申請書類を郵送いたします。

○令和2年の確定申告書の控え等の写し

※ 法人の場合は「別表一」と「法人事業概況説明書」両方の控え写しを添付してください。

※ 個人事業主の場合は、青色申告：「第一表」と「所得税青色申告決算書」両方
白色申告：「第一表」と「事業所得内訳書」両方

の控えの写しを添付してください。

○売上高がわかる書類（減収2か月の売上高および前年又は前々年同2か月の売上高がわかる売上台帳等の写し。申請者の氏名・押印があれば様式は任意）

○他市町村にお住いで町内に事業所がある方は、住所地の市町村税納税証明書

【その他】

本助成金は、課税対象となります。各自、必要な税務申告をお願いします。

担当課：玉村町役場 経済産業課 商工労働係

（玉村町勤労者センター内）

受付時間：平日 8時30分～17時15分

電話：0270-65-7144（直通）